

事 務 連 絡

平成23年3月25日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部（局）御中

中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

振 興 課

老人保健課

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う要援護者の受入並びに
社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣について（その2）

東北地方太平洋沖地震に伴う要援護者の支援に最大限のご尽力をいただき、感謝申し上げます。

標記については、3月23日付け事務連絡において、積極的な取組についてご依頼申しあげたところですが、具体的な取組方法並びに状況報告の様式等について別添のとおりと致しますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、協力団体にも連絡済みであることを申し添えます。

被災した介護施設の要介護高齢者の受入に関するスキーム(基本例)

1 受入要請リスト及び受入可能リストの登録

- ① 岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市、いわき市（以下「3県等」という。）は、**圏域の介護施設等の受入要請人数、搬送に関する特記事項（病状、搬送上の留意事項等）**について協力団体、厚生労働省現地対策本部職員等と共同して把握する（受入要請リスト作成）。
- ② 3県等以外の都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）は、**圏域の介護施設等の受入可能人数について把握し、**所定の様式（〇〇県調査総括表、〇〇県調査内訳表（別添1））に取りまとめ、国（厚生労働省老健局高齢者支援課）へ随時報告する（受入可能リスト作成）。
- ③ 国は、都道府県等から報告を受けた〇〇県調査総括表を集計し、各施設分類別の緊急受入可能数を取りまとめる（全国の受入可能リストの取りまとめ）。

2 受入可能リスト提供、協力団体との調整等

- ① 国は、3県等へ受入可能リストを送付する。
- ② 3県等は、協力団体等と共同し、受入要請リストを元に、**受入可能リストから受入先都道府県等を選定する。**
- ③ 3県等の協力団体は、受入先都道府県等に対し、**受入要請リストの情報を提供するとともに、具体的な個別施設の情報の提供を依頼する。**

3 リスト（個票）の提供

- ① 受入先都道府県等は、**受入先施設を選定するとともに、**3県等に対し、〇〇県調査内訳表（別添1）から選定した情報を提供する。
- ② 3県等と受入先都道府県等は、協力団体と共同し、搬送方法、搬送日等も含め、**受入れに関する最終的な調整を行い、順次受入を開始する。**
※ 移送手段については、当該時点の車両・燃料の手配の実情により、必要に応じ厚生労働省災害対策本部を通じ要請。

4 受入決定数の状況報告

- ① 3県等の協力団体は、**毎日1回、**受入の状況を所定の様式（別添2）に記入し、国（厚生労働省老健局高齢者支援課）、3県等及び受入先都道府県等にメールにて報告する。

国の報告先：厚生労働省老健局高齢者支援課予算係長 森田直樹 (メールアドレス：morita-naoki@mhlw.go.jp)
--

※ケアマネ協会と介護福祉士会連携チーム（仮称）からの介護施設への入所依頼についても適宜対応する。

〇〇県(市)受入可能調査総括表

(高齢者関係施設)

	施設分類	施設コード	定員	現員	現時点の緊急受入可能数(注1)		現在の避難者受入済数(注2)	
					施設数	人数	施設数	人数
〇〇県市	介護老人福祉施設(特養)	1						
	介護老人保健施設	2						
	養護老人ホーム	3						
	軽費老人ホーム	4						
	有料老人ホーム	5						
	適合高齢者専用賃貸住宅	6						
	認知症高齢者グループホーム	7						
	単独型老人短期入所施設	8						
	合 計				0	0	0	0

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人数)」とは、現在の避難者受入済とは別に、今後、受入が可能と考えられる人数。

(注2)「現在の避難者受入済数(人数)」とは、地震の発生に伴い受け入れた避難者の現在の人数。

〇〇県(市)受入可能調査内訳表

	施設名	施設コード	定員	現員	現時点の緊急受入可能数(注1)		現在の避難者受入済数(注2)	
					施設数	人数	施設数	人数
〇〇県市	〇〇〇園	1						
	□□の里	1						
	▲▲苑	2						
	△△ホーム	8						
	合 計						0	0

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人数)」とは、現在の避難者受入済数とは別に、今後、受入が可能と考えられる人数。

(注2)「現在の避難者受入済数(人数)」とは、地震の発生に伴い受け入れた避難者の現在の人数。

被災した介護施設の要介護者受入状況(県)

平成23年 月 日現在

	受入依頼元				受入先		受入人数	依頼日	調整状況(※)			備考
	所在地		施設名	施設種別	所在地	施設名			ニーズ把握	マッチング	受入済	
(例)	福島県	〇〇市	〇〇苑	特養	秋田県〇〇市	〇〇荘	10	3月20日			○	3月24日受入
1	福島県											
2	福島県											
3	福島県											
4	福島県											
5	福島県											
6	福島県											
7	福島県											
8	福島県											
9	福島県											
10	福島県											
合計							0		0	0	0	

【留意事項】

※「調整状況」は、調整の状況が進む毎にニーズ把握→マッチング→受入済へ「○」を移動させること。

※青色のセルは計算式が入っているので入力しないこと。

※「調整状況」の「ニーズ把握」は、受入を希望する県の情報提供により、受入を希望する県のニーズを受入先の県が把握したことをいう

※「調整状況」の「マッチング」は、受入を希望する県と、受入先の県との間で、受入に向けた具体的な調整を実施していることをいう

被災した介護施設への職員派遣に関するスキーム（基本例）

1 派遣要請リスト及び派遣可能リストの登録

- ① 岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市、いわき市（以下「3県等」という。）は、**圏域の施設・職種別職員派遣要請人数**について協力団体、厚生労働省現地対策本部職員等と共同して把握する（派遣要請リスト作成）。
- ② 3県等以外の都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）は、**圏域の施設・職種別職員派遣可能人数**について把握し、所定の様式（〇〇県派遣職員調査総括表（別添3））に取りまとめ、国（厚生労働省老健局振興課）へ随時報告する（派遣可能リスト作成）。
- ③ 国は、都道府県等から報告を受けた〇〇県派遣職員調査総括表を集計し、各施設・職種別派遣可能人数を取りまとめる（全国の派遣可能リストの取りまとめ）。

2 派遣可能リスト提供、協力団体との調整等

- ① 国は、3県等へ派遣可能リストを送付する。
- ② 3県等は、協力団体等と共同し、派遣要請リストを元に、派遣可能リストから派遣依頼先都道府県等を選定する。
- ③ 3県等の協力団体は、派遣依頼先都道府県等に対し、派遣要請リストの情報を提供するとともに、具体的な個別派遣職員の情報の提供を依頼する。

3 リスト（個票）の提供

- ① 派遣依頼先都道府県等は、派遣職員を選定するとともに、3県等に対し、派遣職員登録票（別添4）から選定した票を提供する。
- ② 3県等と派遣依頼先都道府県等は、協力団体と共同し、職員派遣に関する最終的な調整を行い、順次派遣を開始する。

4 派遣決定数の状況報告

- ① 3県等の協力団体は、**毎日1回**、派遣の状況を所定の様式（別添5）に記入し、国（厚生労働省老健局高齢者支援課）3県等及び派遣依頼先都道府県等にメールにて報告する。

国の報告先：厚生労働省老健局高齢者支援課予算係長 森田直樹 (メールアドレス：morita-naoki@mhlw.go.jp)
--

【別紙】

〇〇県(市)派遣可能職員調査総括表 (高齢者関係施設)

(単位:人)

	施設・事業所分類	ホームヘルパー	施設等介護職員	看護職員	左記以外の職員	計
〇〇県市	介護老人福祉施設(特養)					
	介護老人保健施設					
	養護老人ホーム					
	軽費老人ホーム					
	有料老人ホーム					
	適合高齢者専用賃貸住宅					
	認知症高齢者グループホーム					
	短期入所生活介護事業所					
	通所介護事業所					
	小規模多機能居宅介護事業所					
	訪問介護事業所					
	訪問入浴介護事業所					
	夜間対応型訪問介護事業所					
	合 計					

【別紙2】

県・市

派遣職員登録票

平成23年 月 日現在

施設種別		施設名			
都道府県		住所		TEL	
				FAX	
担当者（役職）					

	派遣可能期間	派遣可能な職員の職種	性別	備考
例	○月○日～○月○日（○日間）	介護職員	男 ・ 女	
1			男 ・ 女	
2			男 ・ 女	
3			男 ・ 女	
4			男 ・ 女	
5			男 ・ 女	

※「派遣可能な職員の職種」欄には、介護職員の他、看護職員、相談員、OT、PT等派遣いただける職員の職種を記載してください。

※5名を超えて登録いただける場合には、恐縮ですが本票をコピーしてご記入ください。

※3月28日から4月中に派遣が可能な職員について、ご記入ください。

社会福祉施設等への職員派遣状況(県)

平成23年 月 日現在

	派遣先				派遣元		派遣人数				派遣 日数	人日 (人数×日数)	依頼日	調整状況(※)			備考	
	所在地	施設等名	施設種別	都道府県等	施設等名	職種				合計								
						ホームヘルパー	施設等 介護職員	看護職員	左記以外の職員									
(例)	福島県	〇〇市	〇〇園	特養	〇〇県	〇〇苑	0	3	1	1	5	5	25	3月22日		○		
1	福島県										0		0					
2	福島県										0		0					
3	福島県										0		0					
4	福島県										0		0					
5	福島県										0		0					
6	福島県										0		0					
7	福島県										0		0					
8	福島県										0		0					
9	福島県										0		0					
10	福島県										0		0					
合計							0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	

【留意事項】

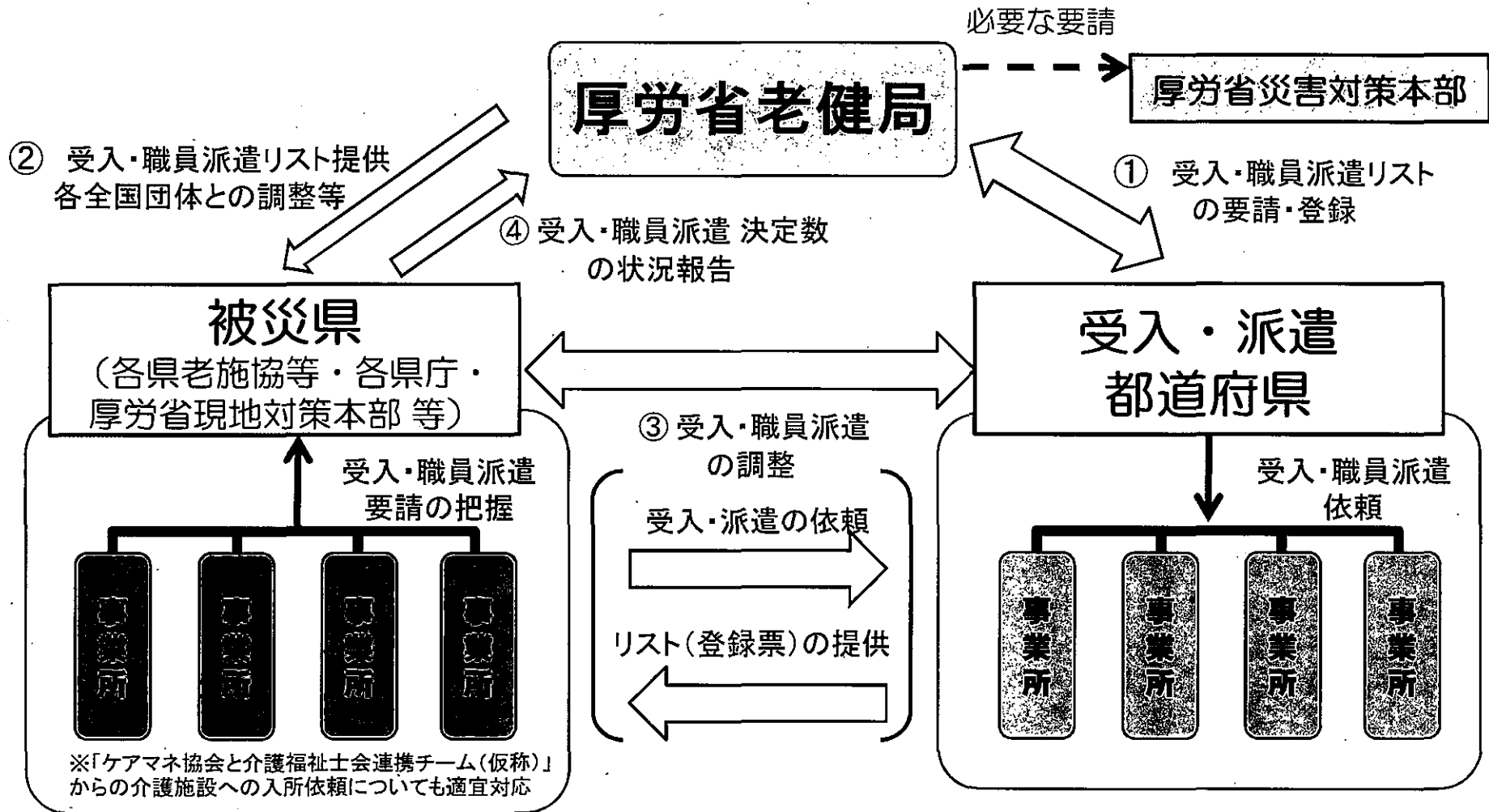
※「調整状況」は、調整の状況が進む毎にニーズ把握→マッチング→受入済へ「○」を移動させること。

※青色のセルは計算式が入っているので入力しないこと。

※「調整状況」の「ニーズ把握」は、派遣を希望する県の情報提供により、派遣を希望する県のニーズを派遣依頼先の県が把握したことをいう

※「調整状況」の「マッチング」は、派遣を希望する県と、派遣依頼先の県との間で、派遣に向けた具体的な調整を実施していることをいう

「要援護者の受入」及び「職員派遣」について



※ 受入・職員派遣決定後の移送手段については、当該時点の車両・燃料手配の実情により、必要に応じ、厚生労働省災害対策本部を通じ要請。

「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係るQ&A

(* 当面の考え方であり今後変更がある可能性もあります。前回からの追加、変更点については朱書きにしております。)

2011/3/22版

番号	区分	質問事項	対応方針・課題等
1	職員の処遇	派遣職員の人件費(各種手当含む)や滞在費はどうか。	・要援護者の受入れを行った社会福祉施設等に対しては、施設種別ごとに介護報酬、自立支援給付又は措置費が支弁されており、更に福祉避難所として委託を受けた社会福祉施設等については、被災者10人につき1人の介助員等の配置に要する経費が災害救助費から支払われることとなっています。 ・このため、応援職員を受け入れた施設は、当該経費を活用して応援職員に対する人件費及び滞在費を負担するものとし、支給に当たっては、応援職員の活動内容等を考慮するとともに、応援施設とも協議の上、決定するようお願いいたします。 ・なお、社会福祉施設等以外の避難所等に対する職員派遣の経費については、現在検討中です。
2	職員の処遇	派遣職員の交通費は、災害救助費の対象となるか。(被災自治体を通じて応援職員の派遣を依頼するものであり、災害救助費の対象としていただきたい。)	・お見込みのとおりです。
3	職員の処遇	派遣職員の身分は職員か、またはボランティアか。	・応援職員は、職員受入施設の職員として勤務することになります。また、応援施設からの派遣の場合は、在籍出向の形となります。
4	職員の処遇	派遣される職員に労災保険の適用はあるのか。(現地に着くまでが通勤災害になるか否か。)	派遣される職員が現地施設に職員として採用される場合であれ、応援施設からの在籍出向の場合であれ、現地での業務上又は通勤による災害についてはもちろん、自宅又は応援施設から現地施設への移動の際の事故についても、労災保険の対象となります。
5	職員の処遇	専門職種が異なる施設への派遣もあり得るのか。 (例)保育士が老人施設へ派遣されるなど。	・可能な限りマッチングするよう調整したいと考えております。なお、マッチングに当たっては、応援施設・職員及び職員受入施設の意向を確認いたします。
6	職員の処遇	派遣職員について、1人当たりの派遣期間はどの程度か。	・派遣期間については、可能な範囲内をお願いしたいと考えております。
7	職員の処遇	実際に派遣先で働く勤務先はどのような施設なのか。また、どの自治体で勤務することになるのか、希望を聞いてくれるのか。	・実際の派遣先としては、被災県における社会福祉施設等を想定しております。また、マッチングに当たっては、応援施設・職員の意向を確認いたします。
8	派遣元施設	職員を派遣することによって、施設配置基準を下回ることとなってもよいのか。その場合、報酬は減算対象となるのか。	・利用者の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、応援職員の派遣により、配置基準を一時的に下回ってもやむを得ないものと考えており、自治体におかれてもご配慮をお願いいたします。また、報酬については、減算対象とはなりません。
9	災害救助費	災害救助費の負担割合如何。また地方負担は被災地か、派遣元県か。	・負担割合については、自治体の財政力及び救助に要した額に応じて、国が5割～9割負担します。なお、地方負担分は被災地(災害救助法が適用された都道府県)となります。
10	災害救助費	災害救助費はいくつ支払われるのか。	・原則的に精算払いになりますが、救助に要する費用が多額である等の場合には国庫負担概算額の一定割合について概算払いも可能です。
11	災害救助費	災害救助費の対象となる経費の範囲、支払い等の基準を定めた要綱等はあるのか。	・「災害救助費の国庫負担について」をご参照ください。
12	その他	別添イメージ図によると、厚労省が全国団体を通じて各県団体に協力依頼をするようだが、団体名や依頼内容について情報があるのか。	・厚労省が全国団体に依頼した文章は、自治体に対しても参考送付いたします。その際、送付先団体についても情報提供いたします。
13	その他	・×切が過ぎた後も介護職員等の派遣に応募することはできるのか。	・お見込みのとおりです。その場合には、随時御相談下さい。
14	その他	・派遣登録後のスケジュールについてはどのようになるのか。 ・5月以降に派遣可能な職員の取扱いについて追加募集はあるのか。	・今後、被災県の要請を受けて調整を行い、その後派遣をお願いすることになります。なお、被災県の事情によっては、直ちに派遣をお願いすることもありますのでご留意ください。 ・今回の調査は、当面の派遣可能人数を把握するためのものです。今後、被災県からの要請があれば、5月以降の派遣可能人数についても、追加調査したいと考えております。